

(別記)

- 一、三十名、解雇ヲ承認スルコト
 - 二、被解雇者及罷業職工ニ對シ金一十(九十圓)ヲ會社ハ支給スルコト
 - 三、要求條項ニ對シハ會社ハ回答ヲ承認スルコト
 - 四、會社ハ今後従業員ハ待遇改善ヲ計ルコト
- 尚ハ約トシテ臨時職工ニ對シテハ従前通り復役スルコト及組合ヲ任意ニサレコト

(以上)

勞務第一六一九號

昭和五年五月二十一日

警視總監 丸山 鶴吉

事務大臣 安達 謙藏殿
 社會局長官 吉田 茂殿
 府 廳 府 縣 長 官 殿

(北海道支庁大臣、神奈川、兵庫、愛知、靜岡、福岡)

杉浦鐵工所勞働爭議應接團員ノ傷害事件ノ措置其他ノ件

要旨

櫻井團員トシ石坂外ニ名カ杉浦ヤスニ傷害ヲ加ヘタルカ主犯若田ハ送局後收容、石坂ハ起訴猶予
 前日ハ去主日發見拘留後送局ニ付テリ——爭議團本部名ニテ爭議報告書ヲ予係者ニ送付

團體爭議中應接セル勞農黨支隊員若田、石坂、前田、三名カ事業主
 杉浦正房兼マスニ傷害ヲ加ヘタルヲ以テ所轄署ニ於テ取調中ナ
 ルコトハ既報ノ表前記被疑者ハ左ノ通處分セリ

5. 20
 1243